

鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（史跡青谷上寺地遺跡（エントランス地区等）整備事業展示設計業務総合評価競争入札審査会）運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（史跡青谷上寺地遺跡（エントランス地区等）整備事業展示設計業務総合評価競争入札審査会）（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

（調査審議する事項）

第2条 審査会は、次の各号に掲げる事項について調査審議するものとする。

- （1）入札実施要領、企画提案書作成要領及び評価要領に関すること
- （2）企画提案書の審査及び受託事業者の選定に関すること
- （3）その他、必要と認める事項に関すること

（組織）

第3条 審査会は、5名以内で組織し、委員は、その審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、任命された日から令和2年12月25日までとする。なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 事務局は、とっとり弥生の王国推進課に置き、審査会の庶務を行う。

（委員長）

第4条 審査会に委員長を置き、委員の互選により委員長を選出する。

- 2 委員長は、審査会を代表し、会議を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審査会は、とっとり弥生の王国推進課長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて関係者の意見を聴取することができる。

（秘密の保持）

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、とっとり弥生の王国推進課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月10日から施行する。